

倉吉市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 8 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第23号
倉吉市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

倉吉市建築基準法施行規則（平成11年倉吉市規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（建築物の定期報告） 第4条 略 <u>2 平成20年国土交通省告示第282号第2の規定に</u> <u>より付加する同告示第1第1項第1号に掲げる建</u> <u>築物の法第12条第1項に規定する調査の項目は、</u> <u>次に掲げる項目とし、その方法及び結果の判定基</u> <u>準は、市長が告示で定める。</u> <u>（1） 各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火</u> <u>厩</u> <u>（2） 居室の換気</u> <u>（3） 特別避難階段</u> <u>（4） 防煙壁</u> <u>（5） 排煙設備</u> <u>（6） 非常用エレベーター</u> <u>（7） 非常用の照明装置</u> <u>3 略</u>	（建築物の定期報告） 第4条 略 <u>2 略</u>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。